

平成30年 1 月16日開会

平成30年 月 日閉会

平成30年1月宮古市議会臨時会議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	平成 2 9 年度宮古市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 2 号	平成 2 9 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号	平成 2 9 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 号	平成 2 9 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 号	平成 2 9 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 号	平成 2 9 年度宮古市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 7 号	宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 号

平成 2 9 年度宮古市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 9 年度宮古市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 , 9 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 , 7 5 8 , 3 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 月 1 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		14,869,614	655	14,870,269
	1 地方交付税	14,869,614	655	14,870,269
18 繰入金		11,205,104	34,275	11,239,379
	1 基金繰入金	11,205,104	34,275	11,239,379
補正されなかった款項にかかる額		27,648,694		27,648,694
** 歳 入 合 計 **		53,723,412	34,930	53,758,342

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		256,303	354	256,657
	1 議会費	256,303	354	256,657
2 総務費		16,643,293	11,914	16,655,207
	1 総務管理費	5,381,546	8,027	5,389,573
	2 徴税費	309,878	1,809	311,687
	3 戸籍住民基本台帳費	315,266	487	315,753
	4 選挙費	135,656	225	135,881
	5 統計調査費	18,106	105	18,211
	6 監査委員費	28,664	163	28,827
	7 震災復興費	10,454,177	1,098	10,455,275
3 民生費		9,796,671	7,276	9,803,947
	1 社会福祉費	5,487,947	2,657	5,490,604
	2 児童福祉費	2,778,930	4,270	2,783,200
	3 生活保護費	1,352,839	349	1,353,188
4 衛生費		2,229,267	4,400	2,233,667
	1 保健衛生費	1,057,907	3,486	1,061,393
	2 清掃費	1,071,209	914	1,072,123
6 農林水産業費		2,368,447	2,469	2,370,916
	1 農業費	624,266	993	625,259
	2 林業費	296,479	274	296,753
	3 水産業費	1,447,702	1,202	1,448,904
7 商工費		1,082,457	1,109	1,083,566
	1 商工費	1,082,457	1,109	1,083,566
8 土木費		8,288,720	2,796	8,291,516
	1 土木管理費	112,366	537	112,903
	2 道路橋りょう費	3,548,490	757	3,549,247
	5 都市計画費	4,209,144	602	4,209,746
	6 住宅費	244,949	900	245,849
9 消防費		1,752,705	480	1,753,185
	1 消防費	1,752,705	480	1,753,185
10 教育費		3,545,712	3,541	3,549,253
	1 教育総務費	456,514	973	457,487
	2 小学校費	971,747	570	972,317
	3 中学校費	913,968	356	914,324
	4 社会教育費	685,991	1,177	687,168
	5 保健体育費	517,492	465	517,957
11 災害復旧費		4,220,389	591	4,220,980
	1 公共土木施設災害復旧費	1,521,800	591	1,522,391
補正されなかった款項にかかる額		3,539,448		3,539,448
** 歳 出 合 計 **		53,723,412	34,930	53,758,342

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 10 地方交付税 1 地方交付税			
目		補正前の額	補正額	計
1 地方交付税		14,869,614	655	14,870,269
** 計 **		14,869,614	655	14,870,269

会計 款 項	一般会計 18 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入		2,139,952	34,275	2,174,227
** 計 **		11,205,104	34,275	11,239,379

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	655	特別交付税 655

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入	34,275	財政調整基金繰入 34,275

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 1 議会費 1 議会費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 議会費	256,303	354	256,657				
** 計 **			256,303	354	256,657				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 一般管理費	1,451,895	3,372	1,455,267				
		2 文書広報費	246,510	151	246,661				
		3 財政管理費	109,286	355	109,641				
		4 会計管理費	47,495	241	47,736				
		5 財産管理費	2,563,450	424	2,563,874				
		6 契約管理費	58,354	278	58,632				
		7 企画費	211,142	382	211,524				
		9 男女共同参画推進費	17,848	40	17,888				
		10 総合事務所費	325,019	2,404	327,423				
		11 出張所費	69,172	380	69,552				
** 計 **			5,381,546	8,027	5,389,573				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
354	2 給料	31	職員給料 31
	3 職員手当等	245	時間外勤務手当 3
			期末手当 8
			勤勉手当 234
	4 共済費	78	共済組合事業主負担金 78
354			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,372	2 給料	351	職員給料 351
	3 職員手当等	2,573	時間外勤務手当 457
			期末手当 292
			勤勉手当 1,074
			退職手当負担金 750
	4 共済費	448	共済組合事業主負担金 448
151	2 給料	33	職員給料 33
	3 職員手当等	98	期末手当 7
			勤勉手当 91
	4 共済費	20	共済組合事業主負担金 20
355	2 給料	41	職員給料 41
	3 職員手当等	233	期末手当 10
			勤勉手当 223
	4 共済費	81	共済組合事業主負担金 81
241	2 給料	18	職員給料 18
	3 職員手当等	190	期末手当 4
			勤勉手当 186
	4 共済費	33	共済組合事業主負担金 33
424	2 給料	26	職員給料 26
	3 職員手当等	317	期末手当 6
			勤勉手当 311
	4 共済費	81	共済組合事業主負担金 81
278	2 給料	29	職員給料 29
	3 職員手当等	231	期末手当 7
			勤勉手当 224
	4 共済費	18	共済組合事業主負担金 18
382	2 給料	34	職員給料 34
	3 職員手当等	269	期末手当 8
			勤勉手当 261
	4 共済費	79	共済組合事業主負担金 79
40	2 給料	5	職員給料 5
	3 職員手当等	32	期末手当 1
			勤勉手当 31
	4 共済費	3	共済組合事業主負担金 3
2,404	2 給料	678	職員給料 678
	3 職員手当等	1,136	期末手当 28
			勤勉手当 1,108
	4 共済費	590	共済組合事業主負担金 590
380	2 給料	10	職員給料 10
	3 職員手当等	252	期末手当 1
			勤勉手当 251
	4 共済費	118	共済組合事業主負担金 118
8,027			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 2 徴税費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 税務総務費	135,372	1,293	136,665				
		2 賦課徴收費	174,506	516	175,022				
		** 計 **	309,878	1,809	311,687				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 戸籍住民基本台帳費	315,266	487	315,753				
		** 計 **	315,266	487	315,753				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 選挙管理委員会費	22,343	225	22,568				
		** 計 **	135,656	225	135,881				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 5 統計調査費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 統計調査総務費	15,408	105	15,513				
		** 計 **	18,106	105	18,211				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
1,293	2 給料	250	職員給料	250
	3 職員手当等	683	期末手当	42
			勤勉手当	641
	4 共済費	360	共済組合事業主負担金	360
516	2 給料	66	職員給料	66
	3 職員手当等	350	期末手当	13
			勤勉手当	337
	4 共済費	100	共済組合事業主負担金	100
1,809				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
487	2 給料	76	職員給料	76
	3 職員手当等	341	期末手当	17
			勤勉手当	324
	4 共済費	70	共済組合事業主負担金	70
487				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
225	2 給料	27	職員給料	27
	3 職員手当等	99	時間外勤務手当	2
			期末手当	6
			勤勉手当	91
	4 共済費	99	共済組合事業主負担金	99
225				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
105	2 給料	12	職員給料	12
	3 職員手当等	81	期末手当	3
			勤勉手当	78
	4 共済費	12	共済組合事業主負担金	12
105				

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 6 監査委員費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 監査委員費	28,664	163	28,827				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	28,664	163	28,827				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 復興総務費	3,408,897	1,098	3,409,995				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	10,454,177	1,098	10,455,275				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会福祉総務費	1,782,602	545	1,783,147				
		3 国民年金費	29,240	180	29,420				
		5 老人福祉費	1,472,615	1,063	1,473,678				
		6 医療給付費	2,026,281	869	2,027,150				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	5,487,947	2,657	5,490,604				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 児童福祉総務費	112,272	331	112,603				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
163	2 給料	9	職員給料 9
	3 職員手当等	130	期末手当 2 勤勉手当 128
	4 共済費	24	共済組合事業主負担金 24
163			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,098	2 給料	142	職員給料 142
	3 職員手当等	538	期末手当 30 勤勉手当 508
	4 共済費	418	共済組合事業主負担金 418
1,098			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
545	2 給料	94	職員給料 94
	3 職員手当等	403	期末手当 21 勤勉手当 382
	4 共済費	48	共済組合事業主負担金 48
180	2 給料	19	職員給料 19
	3 職員手当等	156	期末手当 5 勤勉手当 151
	4 共済費	5	共済組合事業主負担金 5
1,063	2 給料	15	職員給料 15
	3 職員手当等	112	期末手当 4 勤勉手当 108
	4 共済費	80	共済組合事業主負担金 80
	28 繰出金	856	介護保険事業特別会計繰出金 856
869	2 給料	59	職員給料 59
	3 職員手当等	166	期末手当 13 勤勉手当 153
	4 共済費	40	共済組合事業主負担金 40
	28 繰出金	604	国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 604
2,657			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
331	2 給料	35	職員給料 35
	3 職員手当等	220	期末手当 8 勤勉手当 212
	4 共済費	76	共済組合事業主負担金 76

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 児童福祉施設費	1,026,271	3,939	1,030,210				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	2,778,930	4,270	2,783,200				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 3 生活保護費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 生活保護総務費	59,839	349	60,188				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,352,839	349	1,353,188				

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健衛生総務費	700,601	3,108	703,709				
		3 環境衛生費	92,849	378	93,227				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,057,907	3,486	1,061,393				

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 清掃総務費	1,071,209	914	1,072,123				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,071,209	914	1,072,123				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,939	2 給料	1,179	職員給料 1,179
	3 職員手当等	2,344	期末手当 125 勤勉手当 2,219
	4 共済費	416	共済組合事業主負担金 416
4,270			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
349	2 給料	62	職員給料 62
	3 職員手当等	227	期末手当 13 勤勉手当 214
	4 共済費	60	共済組合事業主負担金 60
349			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,108	2 給料	162	職員給料 162
	3 職員手当等	1,053	期末手当 77 勤勉手当 976
	4 共済費	179	共済組合事業主負担金 179
	28 繰出金	1,714	国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金 1,714
378	2 給料	17	職員給料 17
	3 職員手当等	198	期末手当 3 勤勉手当 195
	4 共済費	163	共済組合事業主負担金 163
3,486			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
914	2 給料	60	職員給料 60
	3 職員手当等	661	期末手当 12 勤勉手当 649
	4 共済費	193	共済組合事業主負担金 193
914			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費			補 正 額 の 財 源			
	目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源		
					国庫支出金	県支出金	地 方 債
							そ の 他
	1 農業委員会費	42,669	173	42,842			
	2 農業総務費	106,306	437	106,743			
	6 国土調査費	216,231	383	216,614			
	** 計 **	624,266	993	625,259			

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費			補 正 額 の 財 源			
	目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源		
					国庫支出金	県支出金	地 方 債
							そ の 他
	1 林業総務費	89,542	274	89,816			
	** 計 **	296,479	274	296,753			

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費			補 正 額 の 財 源			
	目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源		
					国庫支出金	県支出金	地 方 債
							そ の 他
	1 水産業総務費	196,791	561	197,352			
	4 漁港建設費	633,003	542	633,545			
	5 水産科学館費	42,431	99	42,530			
	** 計 **	1,447,702	1,202	1,448,904			

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費			補 正 額 の 財 源			
	目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源		
					国庫支出金	県支出金	地 方 債
							そ の 他
	1 商工総務費	114,152	668	114,820			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
173	3 職員手当等	133	勤勉手当	133
	4 共済費	40	共済組合事業主負担金	40
437	2 給料	47	職員給料	47
	3 職員手当等	295	期末手当	10
			勤勉手当	285
	4 共済費	95	共済組合事業主負担金	95
383	2 給料	52	職員給料	52
	3 職員手当等	233	期末手当	11
			勤勉手当	222
	4 共済費	98	共済組合事業主負担金	98
993				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
274	2 給料	18	職員給料	18
	3 職員手当等	145	期末手当	4
			勤勉手当	141
	4 共済費	111	共済組合事業主負担金	111
274				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
561	2 給料	45	職員給料	45
	3 職員手当等	339	期末手当	10
			勤勉手当	329
	4 共済費	177	共済組合事業主負担金	177
542	2 給料	25	職員給料	25
	3 職員手当等	205	期末手当	6
			勤勉手当	199
	4 共済費	312	共済組合事業主負担金	312
99	2 給料	9	職員給料	9
	3 職員手当等	75	期末手当	2
			勤勉手当	73
	4 共済費	15	共済組合事業主負担金	15
1,202				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
668	2 給料	64	職員給料	64
	3 職員手当等	455	期末手当	15
			勤勉手当	440
	4 共済費	149	共済組合事業主負担金	149

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 観光費	303,513	441	303,954				
** 計 **			1,082,457	1,109	1,083,566				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 1 土木管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 土木総務費	112,366	537	112,903				
** 計 **			112,366	537	112,903				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 道路橋りょう総務費	27,833	219	28,052				
		2 道路維持費	655,224	320	655,544				
		3 道路新設改良費	2,865,433	218	2,865,651				
** 計 **			3,548,490	757	3,549,247				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 5 都市計画費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 都市計画総務費	90,419	496	90,915				
		2 土地区画整理費	74,090	106	74,196				
** 計 **			4,209,144	602	4,209,746				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
441	2 給料	50	職員給料 50
	3 職員手当等	248	期末手当 11 勤勉手当 237
	4 共済費	143	共済組合事業主負担金 143
1,109			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
537	2 給料	80	職員給料 80
	3 職員手当等	353	期末手当 18 勤勉手当 335
	4 共済費	104	共済組合事業主負担金 104
537			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
219	2 給料	13	職員給料 13
	3 職員手当等	128	期末手当 2 勤勉手当 126
	4 共済費	78	共済組合事業主負担金 78
320	2 給料	21	職員給料 21
	3 職員手当等	264	期末手当 4 勤勉手当 260
	4 共済費	35	共済組合事業主負担金 35
218	2 給料	15	職員給料 15
	3 職員手当等	161	期末手当 18 勤勉手当 143
	4 共済費	42	共済組合事業主負担金 42
757			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
496	2 給料	30	職員給料 30
	3 職員手当等	312	期末手当 6 勤勉手当 306
	4 共済費	154	共済組合事業主負担金 154
106	2 給料	7	職員給料 7
	3 職員手当等	78	期末手当 2 勤勉手当 76
	4 共済費	21	共済組合事業主負担金 21
602			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 6 住宅費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 建築総務費	79,477	511	79,988				
		2 住宅管理費	158,448	389	158,837				
		** 計 **	244,949	900	245,849				

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 防災費	291,130	480	291,610				
		** 計 **	1,752,705	480	1,753,185				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	327,691	829	328,520				
		3 教育研究所費	125,775	144	125,919				
		** 計 **	456,514	973	457,487				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	585,858	570	586,428				
		** 計 **	971,747	570	972,317				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
511	2 給料	41	職員給料 41
	3 職員手当等	334	期末手当 6 勤勉手当 328
	4 共済費	136	共済組合事業主負担金 136
389	2 給料	38	職員給料 38
	3 職員手当等	207	期末手当 9 勤勉手当 198
	4 共済費	144	共済組合事業主負担金 144
900			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
480	2 給料	79	職員給料 79
	3 職員手当等	301	期末手当 13 勤勉手当 288
	4 共済費	100	共済組合事業主負担金 100
480			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
829	2 給料	70	職員給料 70
	3 職員手当等	566	時間外勤務手当 8 期末手当 48 勤勉手当 510
	4 共済費	193	共済組合事業主負担金 193
144	2 給料	18	職員給料 18
	3 職員手当等	106	時間外勤務手当 1 期末手当 3 勤勉手当 102
	4 共済費	20	共済組合事業主負担金 20
973			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
570	2 給料	30	職員給料 30
	3 職員手当等	437	時間外勤務手当 1 期末手当 5 勤勉手当 431
	4 共済費	103	共済組合事業主負担金 103
570			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	547,934	356	548,290				
** 計 **			913,968	356	914,324				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会教育総務費	124,559	237	124,796				
		2 公民館費	127,744	227	127,971				
		3 図書館費	102,881	97	102,978				
		5 文化振興費	245,419	616	246,035				
** 計 **			685,991	1,177	687,168				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健体育総務費	51,850	190	52,040				
		3 給食センター運営費	294,789	275	295,064				
** 計 **			517,492	465	517,957				

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
356	2 給料	55	職員給料 55
	3 職員手当等	262	時間外勤務手当 1
			期末手当 3
			勤勉手当 258
	4 共済費	39	共済組合事業主負担金 39
356			

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
237	2 給料	24	職員給料 24
	3 職員手当等	142	時間外勤務手当 5
			期末手当 5
			勤勉手当 132
	4 共済費	71	共済組合事業主負担金 71
227	2 給料	5	職員給料 5
	3 職員手当等	132	期末手当 1
			勤勉手当 131
	4 共済費	90	共済組合事業主負担金 90
97	2 給料	7	職員給料 7
	3 職員手当等	70	期末手当 2
			勤勉手当 68
	4 共済費	20	共済組合事業主負担金 20
616	2 給料	55	職員給料 55
	3 職員手当等	461	時間外勤務手当 4
			期末手当 12
			勤勉手当 445
	4 共済費	100	共済組合事業主負担金 100
1,177			

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
190	2 給料	18	職員給料 18
	3 職員手当等	108	時間外勤務手当 3
			期末手当 4
			勤勉手当 101
	4 共済費	64	共済組合事業主負担金 64
275	2 給料	4	職員給料 4
	3 職員手当等	74	期末手当 1
			勤勉手当 73
	4 共済費	197	共済組合事業主負担金 197
465			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 公共土木施設災害復旧費	1, 521, 799	591	1, 522, 390				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1, 521, 800	591	1, 522, 391				

(単位・千円)

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
591	2 給料	54	職員給料 54
	3 職員手当等	507	時間外勤務手当 31
			期末手当 130
			勤勉手当 346
	4 共済費	30	共済組合事業主負担金 30
591			

付 表

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年度支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	4		30,209	9,424 (3.30)			6,458	46,091	6,430	52,521	
	議 員	28	107,440		32,471 (3.30)				139,911	39,637	179,548	
	その他特別職	38	18,544						18,544		18,544	
	計	70	125,984	30,209	41,895			6,458	204,546	46,067	250,613	
補 正 前	長 等	4		30,209	9,265 (3.25)			6,458	45,932	6,404	52,336	
	議 員	28	107,440		32,471 (3.25)				139,911	39,637	179,548	
	その他特別職	38	18,544						18,544		18,544	
	計	70	125,984	30,209	41,736			6,458	204,387	46,041	250,428	
比 較	長 等				159				159	26	185	
	議 員											
	その他特別職											
	計				159				159	26	185	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(540)		2,004,229	1,818,470	3,822,699	665,823	4,488,522	
補 正 前	(540)		1,999,715	1,798,160	3,797,875	659,076	4,456,951	
比 較	()		4,514	20,310	24,824	6,747	31,571	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	
	補 正 後	63,059	25,360	40,413	4,617	358,201	6,850	2,100	23,970	
	補 正 前	63,059	25,360	40,413	4,617	357,685	6,850	2,100	23,970	
	比 較					516				
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)			
	補 正 後	600	470,169	299,805	467,519	972	54,835			
	補 正 前	600	469,201	281,729	466,769	972	54,835			
	比 較		968	18,076	750					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	4,514	給与改定に伴う増減分	4,514	給与改定による増	給料表の改定率 0.2% 改定実施時期 平成29年4月1日
職員手当等	20,310	給与改定に伴う増減分	20,310	給与改定による増 勤勉手当支給率改定による増	2,234 12月の支給月数を0.85月から 18,076 0.95月に改定(0.1月増)

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	労 務 職
平成30年1月1日現在	平均給料月額 (円)	314,914	314,021
	平均給与月額 (円)	380,623	350,779
	平均年齢 (歳)	44.7	50.3

イ 級別職員数

区 分	行政職			労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日	1	(37)	8.0	1	()	()
	2	(39)	8.3	2	(1)	1.4
	3	(152)	32.4	3	(11)	15.5
	4	(132)	28.1	4	(36)	50.7
	5	(69)	14.7	5	(23)	32.4
	6	(30)	6.4			
	7	(10)	2.1			
	計	(469)	100.0	計	(71)	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長等 主査等	副主幹等	課長等 主 幹	部長等

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有
補 正 前	() 2.075	() 2.225	() 4.300	有
国 の 制 度	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有

エ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	労 務 職
給料総額に対する比率(%)	0.19	0.2	0.13
支給対象職員の比率(%) (平成30年1月1日現在)	25.14	26.87	23.94
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当 社会福祉業務手当 支給対象職員の比率の高い手当 社会福祉施設勤務手当・税務手当・保健業務手当		

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者	同 じ
	交通用具利用者	異なる 2km以上の者 2,100円～38,300円

議案第 2 号

平成 29 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)

平成 29 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 604 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,865,367 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 1 月 16 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		771,822	604	772,426
	1 他会計繰入金	771,821	604	772,425
補正されなかった款項にかかる額		8,092,941		8,092,941
** 歳 入 合 計 **		8,864,763	604	8,865,367

2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		135,446	604	136,050
	1 総務管理費	94,462	367	94,829
	2 徴税費	40,460	237	40,697
補正されなかった款項にかかる額		8,729,317		8,729,317
** 歳 出 合 計 **		8,864,763	604	8,865,367

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 9 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	771,821	604	772,425
	** 計 **	771,821	604	772,425

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 総務費 1 総務管理費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般管理費	84,631	367	84,998				367
	** 計 **	94,462	367	94,829				367

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 総務費 2 徴税費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 賦課徴収費	40,460	237	40,697				237
	** 計 **	40,460	237	40,697				237

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	604	一般会計繰入金 604

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	2 給料	51	職員給料 51
	3 職員手当等	248	時間外勤務手当 5 期末手当 11 勤勉手当 220 退職手当負担金 12
	4 共済費	68	共済組合事業主負担金 68

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	2 給料	44	職員給料 44
	3 職員手当等	133	時間外勤務手当 8 期末手当 10 勤勉手当 106 退職手当負担金 9
	4 共済費	60	共済組合事業主負担金 60

付 表

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(11)		35,771	28,757	64,528	12,336	76,864	
補 正 前	(11)		35,676	28,376	64,052	12,208	76,260	
比 較	()		95	381	476	128	604	

職員 手当の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	1,024	1,515	364	161	4,513	300	8,268	5,391
	補 正 前	1,024	1,515	364	161	4,500	300	8,247	5,065
	比 較					13		21	326
	区 分	退職手当負担金 (千円)							
	補 正 後	7,221							
	補 正 前	7,200							
	比 較	21							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	95	給与改定に伴う増減分	95 給与改定による増	給料表の改定率 0.2% 改定実施時期 平成29年4月1日
職員手当等	381	給与改定に伴う増減分	381 給与改定による増 55 勤勉手当支給率改定による増 326	12月の支給月数を0.85月から 0.95月に改定(0.1月増)

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職
平成30年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	平均給与月額 (円)
	平均年齢 (歳)
	275,318
	326,365
	38.9

イ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日	1	()	()
	2	(4)	36.4
	3	(5)	45.4
	4	(1)	9.1
	5	(1)	9.1
	6	()	()
	7	()	()
	計	(11)	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長等 主査等	副主幹等	課長等 主 幹	部長等

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有
補 正 前	() 2.075	() 2.225	() 4.300	有
国 の 制 度	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有

エ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種 (行 政 職)
給料総額に対する比率(%)	0.29
支給対象職員の比率(%) (平成30年1月1日現在)	36.36
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当

カ その他の手当

区 分		国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		同 じ	
住 居 手 当		同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者	同 じ	
	交通用具利用者	異なる	2km以上の者 2,100円～38,300円

議案第 3 号

平成 29 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正
予算（第 3 号）

平成 29 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算
（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1,714 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ 590,138 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 1 月 16 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		301,236	1,714	302,950
	1 他会計繰入金	301,236	1,714	302,950
補正されなかった款項にかかる額		287,188		287,188
** 歳入合計 **		588,424	1,714	590,138

2 歳出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		404,239	1,714	405,953
	1 総務管理費	401,818	1,714	403,532
補正されなかった款項にかかる額		184,185		184,185
** 歳出合計 **		588,424	1,714	590,138

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 5 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
1	一般会計繰入金	208,365	1,714	210,079
	** 計 **	301,236	1,714	302,950

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 1 総務費 1 総務管理費						
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 総務管理費	401,656	1,714	403,370				1,714
** 計 **	401,818	1,714	403,532				1,714

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	1,714	一般会計繰入金 1,714

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	2 給料	149	職員給料 149
	3 職員手当等	1,228	時間外勤務手当 5 期末手当 33 勤勉手当 1,126 退職手当負担金 37 地域手当 4 初任給調整手当 23
	4 共済費	337	共済組合事業主負担金 337

付 表

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(28)		120,044	136,186	256,230	39,883	296,113	
補 正 前	(28)		119,895	134,958	254,853	39,546	294,399	
比 較	()		149	1,228	1,377	337	1,714	

職員 手当の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	2,431	409	4,097	21,452	3,005	866	7,555	4,487
	補 正 前	2,431	409	4,097	21,452	3,000	866	7,555	4,487
	比 較					5			
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)			
	補 正 後	29,025	18,705	23,892	4,526	15,736			
	補 正 前	28,992	17,579	23,855	4,522	15,713			
	比 較	33	1,126	37	4	23			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	149	給与改定に伴う増減分	149	給与改定による増	給料表の改定率 0.2% 改定実施時期 平成29年4月1日
職員手当等	1,228	給与改定に伴う増減分	1,228	給与改定による増 勤勉手当支給率改定による増	102 12月の支給月数を0.85月から 1,126 0.95月に改定(0.1月増)

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
平成30年1月1日現在	平均給料月額 (円)	364,100	518,780	348,075	321,556
	平均給与月額 (円)	398,025	1,361,959	394,719	355,602
	平均年齢 (歳)	59.7	56.7	48.6	45.9

イ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日	1	()	()
	2	()	()
	3	()	()
	4	()	()
	5	1	33.3
	6	()	()
	7	1	33.3
	計	()	()
		3	100.0

区 分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日	1	()	()	1	()	()	()	()
	2	()	()	2	()	()	()	()
	3	1	20.0	3	()	()	()	()
	4	()	()	4	()	()	5	31.3
	5	2	40.0	5	()	()	()	()
	計	()	()	計	2	50.0	8	50.0
		5	100.0		2	50.0	3	18.7
					4	100.0	16	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
行政職	主 事	主 事	主 任	事 務 長 主 査	事 務 長 副 主 幹	統括事務長
医療職(1)	医 師 歯科医師	診 療 所 長 診療所副所長	診 療 所 長 診療所副所長	診 療 所 長 診療所副所長		
医療職(2)	診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士	診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士	診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士	主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任歯科衛生士	上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席歯科衛生士	
医療職(3)	准看護師	看 護 師 准看護師	看 護 師 准看護師	主任看護師 准 看 護 師	看護師長	

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有
補 正 前	() 2.075	() 2.225	() 4.300	有
国 の 制 度	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有

エ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		医療職(一)	医療職(三)
給料総額に対する比率(%)	16.67	62.11	1.81
支給対象職員の比率(%) (平成30年1月1日現在)	57.14	100.00	68.75
代表的な特殊勤務手当の名称		医師手当 医学研究手当	夜間看護等手当 死体処理手当 往診手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者	同 じ
	交通用具利用者	異なる 2km以上の者 2,100円～38,300円

議案第4号

平成29年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,962,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月16日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰入金		1,079,517	856	1,080,373
	1 他会計繰入金	1,049,517	856	1,050,373
補正されなかった款項にかかる額		5,881,799		5,881,799
** 歳入合計 **		6,961,316	856	6,962,172

2 歳出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		143,316	457	143,773
	1 総務管理費	88,836	409	89,245
	3 宮古地区介護認定審査会費	22,011	48	22,059
4 地域支援事業費		241,045	399	241,444
	2 包括的支援事業・任意事業費	185,040	399	185,439
補正されなかった款項にかかる額		6,576,955		6,576,955
** 歳出合計 **		6,961,316	856	6,962,172

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金		1,049,517	856	1,050,373
** 計 **		1,049,517	856	1,050,373

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 1 総務管理費							
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 一般管理費		88,836	409	89,245				409
** 計 **		88,836	409	89,245				409

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 3 宮古地区介護認定審査会費							
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 認定審査会費		22,011	48	22,059				48
** 計 **		22,011	48	22,059				48

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 2 包括的支援事業・任意事業費							
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 包括的支援事業費		136,094	399	136,493				399
** 計 **		185,040	399	185,439				399

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	856	一般会計繰入金 856

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	2 給料	68	職員給料 68
	3 職員手当等	291	時間外勤務手当 19 期末手当 15 勤勉手当 243 退職手当負担金 14
	4 共済費	50	共済組合事業主負担金 50

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	3 職員手当等	42	勤勉手当 41 退職手当負担金 1
	4 共済費	6	共済組合事業主負担金 6

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	2 給料	61	職員給料 61
	3 職員手当等	288	時間外勤務手当 17 期末手当 14 勤勉手当 246 退職手当負担金 11
	4 共済費	50	共済組合事業主負担金 50

付 表

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17)		57,887	54,591	112,478	20,148	132,626	
補 正 前	(17)		57,758	53,970	111,728	20,042	131,770	
比 較	()		129	621	750	106	856	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	1,560	828	756	87	16,136	600	13,546	8,747
	補 正 前	1,560	828	756	87	16,100	600	13,517	8,217
	比 較					36		29	530
	区 分	管理職手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)						
	補 正 後	590	11,741						
	補 正 前	590	11,715						
	比 較		26						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	129	給与改定に伴う増減分	129	給与改定による増 給料表の改定率 0.2% 改定実施時期 平成29年4月1日
職員手当等	621	給与改定に伴う増減分	621	給与改定による増 91 勤勉手当支給率改定による増 530 12月の支給月数を0.85月から 0.95月に改定(0.1月増)

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
平成30年1月1日現在	平均給料月額（円）	288,800
	平均給与月額（円）	412,673
	平均年齢（歳）	40.4

イ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日	1	(1)	(5.9)
	2	(5)	(29.4)
	3	(5)	(29.4)
	4	(5)	(29.4)
	5	()	()
	6	(1)	(5.9)
	7	()	()
	計	(17)	(100.0)

(級別の標準的な業務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長等 主査等	副主幹等	課長等 主 幹	部長等

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有
補 正 前	() 2.075	() 2.225	() 4.300	有
国 の 制 度	() 2.075	() 2.325	() 4.400	有

エ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種 (行 政 職)
給料総額に対する比率(%)	0.15
支給対象職員の比率(%) (平成30年1月1日現在)	35.30
代表的な特殊勤務手当の名称	保健業務手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者	同 じ
	交通用具利用者	異なる 2km以上の者 2,100円～38,300円

議案第5号

平成29年度宮古市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成29年度宮古市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度宮古市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）主要建設改良事業			

（イ）配水設備改良費 1,077,230千円 97千円 1,077,327千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	1,396,088千円	1,576千円	1,397,664千円
第1項 営業費用	1,319,892千円	1,576千円	1,321,468千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額413,204千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,150千円、当年度分損益勘定留保資金265,223千円、減債積立金20,000千円及び建設改良積立金83,831千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額413,301千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,150千円、当年度分損益勘定留保資金265,223千円、減債積立金20,000千円及び建設改良積立金83,928千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,191,708千円	97千円	1,191,805千円
第1項 建設改良費	1,102,219千円	97千円	1,102,316千円

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	240,888千円	1,673千円	242,561千円

平成30年1月16日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度 宮古市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画(税込)

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業費用			1,396,088	1,576	1,397,664	
	1営業費用		1,319,892	1,576	1,321,468	
		1 原水及び浄水費	204,727	415	205,142	給与費の増
		2 配水及び給水費	132,267	342	132,609	給与費の増
		4 業 務 費	89,518	258	89,776	給与費の増
		5 総 係 費	92,879	361	93,240	給与費の増
		6 簡 易 水 道 費	170,109	131	170,240	給与費の増
		7 受 託 事 業 費	75,899	69	75,968	給与費の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1資本的支出			1,191,708	97	1,191,805	
	1建設改良費		1,102,219	97	1,102,316	
		1 配水設備改良費	1,077,230	97	1,077,327	給与費の増

平成29年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	30,716,000
減価償却費	300,996,000
固定資産除却費	59,784,000
引当金の増減額(△は減少)	6,597,800
長期前受金戻入額	△ 95,557,000
支払利息	38,342,000
受取利息及び受取配当金	△ 204,000
未収金の増減額(△は増加)	361,380,356
貯蔵品の増減額(△は増加)	500,000
前払費用の増減額(△は増加)	63,455,880
未払金の増減額(△は減少)	△ 267,278,234
前受金の増減額(△は減少)	△ 170,289
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 61,436,480
小計	437,126,033
利息及び配当金の受取額	204,000
利息の支払額	△ 38,342,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	398,988,033

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,020,864,800
有形固定資産の売却による収入	1,000
国庫補助金等による収入	457,294,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 563,569,800

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	259,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 89,489,000
他会計からの出資による収入	25,709,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	195,420,000

資金増加額(又は減少額)	30,838,233
資金期首残高	1,019,723,670
資金期末残高	1,050,561,903

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数(人)		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職	一般職	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		24	97,290	95,448	192,738	33,786	226,524
	資本勘定支弁職員		2	6,774	6,630	13,404	2,633	16,037
	合 計		26	104,064	102,078	206,142	36,419	242,561
補正前	損益勘定支弁職員		24	97,202	94,191	191,393	33,555	224,948
	資本勘定支弁職員		2	6,761	6,558	13,319	2,621	15,940
	合 計		26	103,963	100,749	204,712	36,176	240,888
比 較	損益勘定支弁職員			88	1,257	1,345	231	1,576
	資本勘定支弁職員			13	72	85	12	97
	合 計			101	1,329	1,430	243	1,673

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	2,822	975	1,795	434	19,973	240
	補正前	2,822	975	1,795	434	19,951	240
	比 較					22	
	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	1,925	24,963	16,779	1,180	25,326	5,666
	補正前	1,925	24,932	15,534	1,180	25,295	5,666
	比 較		31	1,245		31	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	101	給与改定に伴う増減分	101 給与改定による増	給料表の改定率 0.2% 改定実施時期 平成29年4月1日
職員手当等	1,329	給与改定に伴う増減分	1,329 給与改定による増 84 勤勉手当支給率改定 による増 1,245	12月の支給月数を 0.85月から0.95月に 改定(0.1月増)

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分	行 政 職
平成30年1月1日現在	平均給料月額(円) 334,828
	平均給与月額(円) 405,210
	平 均 年 齢(歳) 47.2

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日現在	1	2	8.0
	2	1	4.0
	3	6	24.0
	4	13	52.0
	5		
	6	2	8.0
	7	1	4.0
	計	25	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長 主査	副主幹	課長等	部長

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.075	2.325	4.400	有
補 正 前	2.075	2.225	4.300	有
一般会計の制度	2.075	2.325	4.400	有

(4) 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.42
支給対象職員の比率 (平成30年1月1日現在) (%)	32.00
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当 滞納処分手当・劇薬物取扱手当 支給対象職員の比率の高い手当 滞納処分手当・劇薬物取扱手当

(5) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成29年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		153,762,688	
ロ 建 物	726,128,907		
減価償却累計額	<u>△ 366,423,460</u>	359,705,447	
ハ 構 築 物	11,125,024,899		
減価償却累計額	<u>△ 3,895,003,453</u>	7,230,021,446	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,231,855,302		
減価償却累計額	<u>△ 1,423,435,466</u>	808,419,836	
ホ 車 両 運 搬 具	22,885,391		
減価償却累計額	<u>△ 11,005,302</u>	11,880,089	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	49,095,785		
減価償却累計額	<u>△ 46,253,193</u>	2,842,592	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>95,741,794</u>	
有形固定資産合計			8,662,373,892

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		64,900	
ロ 施 設 利 用 権		<u>7,881,433</u>	
無形固定資産合計			<u>7,946,333</u>

固定資産合計 8,670,320,225

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,050,561,903	
(2) 未 収 金	19,356,249		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 4,646,000</u>	14,710,249	
(3) 貯 蔵 品		<u>12,636,684</u>	
流動資産合計			<u>1,077,908,836</u>
資産合計			<u><u>9,748,229,061</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する			
企 業 債		2,176,257,557	
ロ その他の企業債		<u>11,300,000</u>	
企業債合計			2,187,557,557

(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	22,664,000		
ロ 修繕引当金	<u>54,982,637</u>		
引当金合計		<u>77,646,637</u>	
固定負債合計			2,265,204,194
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>90,385,299</u>		
企業債合計		90,385,299	
(2) 引 当 金			
イ 賞与引当金	<u>15,801,000</u>		
引当金合計		15,801,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			106,386,299
5 繰延収益			
長期前受金		4,082,782,744	
収益化累計額		<u>△ 1,179,710,428</u>	
繰延収益合計			<u>2,903,072,316</u>
負債合計			<u><u>5,274,662,809</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出 資 金		375,174,538	
(3) 組入資本金		<u>3,079,483,662</u>	
資本金合計			3,500,605,053
7 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	210,541,058		
ロ 利益積立金	90,000,000		
ハ 建設改良積立金	578,695,159		
ニ 水源保護対策積立金	58,496,838		
ホ 当年度未処分利益剰余金	<u>35,228,144</u>		
利益剰余金合計		<u>972,961,199</u>	
剰余金合計			<u>972,961,199</u>
資 本 合 計			<u>4,473,566,252</u>
負債資本合計			<u><u>9,748,229,061</u></u>

議案第6号

平成29年度宮古市下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成29年度宮古市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度宮古市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（3）主要建設改良事業			

（イ）公共下水道整備費	4,011,622千円	102千円	4,011,724千円
-------------	-------------	-------	-------------

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,738,477千円	405千円	1,738,882千円
第1項 営業費用	1,459,664千円	405千円	1,460,069千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額614,469千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 682千円、当年度分損益勘定留保資金 613,787千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 614,571千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 682千円、当年度分損益勘定留保資金613,889千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	5,143,666千円	102千円	5,143,768千円
第1項 建設改良費	4,011,622千円	102千円	4,011,724千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	65,475千円	507千円	65,982千円

平成30年1月16日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度 宮古市下水道事業会計補正予算(第4号)実施計画(税込)

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 下水道事業費用			1,738,477	405	1,738,882	
	1 営業費用		1,459,664	405	1,460,069	
		6 水 質 規 制 費	18,697	144	18,841	給与費の増
		7 普及促進指導費	18,022	75	18,097	給与費の増
		10 総 係 費	44,872	186	45,058	給与費の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的支出			5,143,666	102	5,143,768	
	1 建設改良費		4,011,622	102	4,011,724	
		1 公共下水道整備 費 (補 助)	3,974,639	102	3,974,741	給与費の増

平成29年度 宮古市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	78,121,000
減価償却費	718,148,000
固定資産除却費	339,677,000
引当金の増減額(△は減少)	1,098,000
長期前受金戻入額	△ 485,817,000
支払利息	184,017,000
受取利息及び受取配当金	△ 100,000
有形固定資産売却損益(△は益)	△ 81,502,000
有形固定資産譲渡損	66,667,000
未収金の増減額(△は増加)	47,754,474
未払金の増減額(△は減少)	△ 227,616,482
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 13,244,382
小計	627,202,610
利息及び配当金の受取額	100,000
利息の支払額	△ 184,017,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	443,285,610
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,716,257,000
有形固定資産の売却による収入	146,446,000
国庫補助金等による収入	352,678,000
国庫補助金等の返還による支出	△ 79,040,000
一般会計からの繰入金による収入	3,001,206,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 294,967,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	349,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 630,554,000
その他の企業債による収入	348,600,000
その他の企業債の償還による支出	△ 422,450,000
一般会計からの繰入金による収入	117,784,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 237,420,000
資金増加額(又は減少額)	△ 89,101,390
資金期首残高	932,879,419
資金期末残高	843,778,029

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数(人)		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職	一般職	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		7	21,477	19,728	41,205	7,380	48,585
	資本勘定支弁職員		2	7,483	7,185	14,668	2,729	17,397
	合 計		9	28,960	26,913	55,873	10,109	65,982
補正前	損益勘定支弁職員		7	21,442	19,428	40,870	7,310	48,180
	資本勘定支弁職員		2	7,471	7,108	14,579	2,716	17,295
	合 計		9	28,913	26,536	55,449	10,026	65,475
比 較	損益勘定支弁職員			35	300	335	70	405
	資本勘定支弁職員			12	77	89	13	102
	合 計			47	377	424	83	507

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	1,354	757	6,623	89	7,307	4,800
	補正前	1,354	757	6,612	89	7,296	4,459
	比 較			11		11	341
	区 分	児童手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)				
	補正後	200	5,783				
	補正前	200	5,769				
	比 較		14				

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	47	給与改定に伴う増減分	47 給与改定による増	給料表の改定率 0.2% 改定実施時期 平成29年4月1日
職員手当等	377	給与改定に伴う増減分	377 給与改定による増 36 勤勉手当支給率改定 による増 341	12月の支給月数を 0.85月から0.95月に 改定(0.1月増)

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分	行 政 職
平成30年1月1日現在	平均給料月額(円) 303,975
	平均給与月額(円) 375,495
	平 均 年 齢(歳) 43.3

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年1月1日現在	1	1	12.5
	2	1	12.5
	3	2	25.0
	4	2	25.0
	5	2	25.0
	6		
	7		
	計	8	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長 主査	副主幹	課長等	部長

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.075	2.325	4.400	有
補 正 前	2.075	2.225	4.300	有
一般会計の制度	2.075	2.325	4.400	有

(4) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成29年度 宮古市下水道事業予定貸借対照表(税抜)

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,139,785,322	
ロ 建 物	5,803,442,337		
減価償却累計額	<u>△ 1,689,738,250</u>	4,113,704,087	
ハ 構 築 物	20,065,507,662		
減価償却累計額	<u>△ 7,057,143,861</u>	13,008,363,801	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,179,906,697		
減価償却累計額	<u>△ 1,807,165,679</u>	3,372,741,018	
ホ 車 両 運 搬 具	2,224,781		
減価償却累計額	<u>△ 301,000</u>	1,923,781	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,426,500		
減価償却累計額	<u>△ 509,670</u>	916,830	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>313,257,574</u>	
有形固定資産合計			21,950,692,413

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 地 上 権		<u>344,428</u>	
無形固定資産合計			<u>344,428</u>

固 定 資 産 合 計

21,951,036,841

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

843,778,029

(2) 未 収 金

20,221,486

貸 倒 引 当 金

△ 2,687,000 17,534,486

流 動 資 産 合 計

861,312,515

資 産 合 計

22,812,349,356

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する

企 業 債

7,070,482,311

ロ その他の企業債

1,936,232,004

企 業 債 合 計

9,006,714,315

(2)	引	当	金		
	イ	退職給付引当金	5,646,000		
	ロ	修繕引当金	<u>239,489,271</u>		
		引当金合計		<u>245,135,271</u>	
		固定負債合計			9,251,849,586
4	流	動	負	債	
(1)	企	業	債		
	イ	建設改良に要する			
		企業債	607,203,406		
	ロ	その他の企業債	<u>416,960,000</u>		
		企業債合計		1,024,163,406	
(2)	引	当	金		
	イ	賞与引当金	<u>5,308,038</u>		
		引当金合計		<u>5,308,038</u>	
		流動負債合計			1,029,471,444
5	繰	延	収	益	
		長期前受金	18,250,628,305		
		収益化累計額	△ 7,147,387,297		
		繰延収益合計			<u>11,103,241,008</u>
		負債合計			<u><u>21,384,562,038</u></u>

資 本 の 部

6	資	本	金		
(1)	固	有	資	本	金
			238,536,236		
(2)	出	資	金		
			8,629,032		
(3)	組	入	資	本	金
			<u>391,294,712</u>		
		資本金合計			638,459,980
7	剰	余	金		
(1)	資	本	剰	余	金
	イ	その他資本剰余金	<u>221,223,100</u>		
		資本剰余金合計		221,223,100	
(2)	利	益	剰	余	金
	イ	減債積立金	197,747,901		
	ロ	利益積立金	144,298,387		
	ハ	建設改良積立金	141,659,000		
	ニ	当年度未処分利益剰余金	<u>84,398,950</u>		
		利益剰余金合計		<u>568,104,238</u>	
		剰余金合計			<u>789,327,338</u>
		資本合計			<u>1,427,787,318</u>
		負債資本合計			<u><u>22,812,349,356</u></u>

議案第 7 号

宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年宮古市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	(初任給調整手当) 第 8 条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>4 1 4, 3 0 0 円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から 3 5 年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減額して、初任給調整手当として支給する。 2・3 [略] (勤勉手当) 第 2 1 条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 8 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 5</u> を乗じて得た額の総額	(初任給調整手当) 第 8 条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>4 1 3, 8 0 0 円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から 3 5 年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減額して、初任給調整手当として支給する。 2・3 [略] (勤勉手当) 第 2 1 条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>1 0 0 分の 8 5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>1 0 0 分の 4 0</u> を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕	3～5 〔略〕
2 (通勤手当) 第10条の4 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、その額と<u>55,000円</u>との差額の2分の1（その差額の2分の1が<u>20,000円</u>を超えるときは、<u>20,000円</u>）を<u>55,000円</u>に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と<u>55,000円</u>との差額の2分の1（その差額の2分の1が<u>20,000円</u>を超えるときは、<u>20,000円</u>）を<u>55,000円</u>に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して<u>35,000円</u>の範囲以内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に	(通勤手当) 第10条の4 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>45,000円</u>を超えるときは、その額と<u>45,000円</u>との差額の2分の1（その差額の2分の1が<u>5,000円</u>を超えるときは、<u>5,000円</u>）を<u>45,000円</u>に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>45,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と<u>45,000円</u>との差額の2分の1（その差額の2分の1が<u>5,000円</u>を超えるときは、<u>5,000円</u>）を<u>45,000円</u>に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して<u>38,300円</u>の範囲以内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に

定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と<u>55,000円</u>との差額の2分の1（その差額の2分の1が<u>20,000円</u>を超えるときは、<u>20,000円</u>）を<u>55,000円</u>に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3～7 〔略〕	定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が<u>45,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と<u>45,000円</u>との差額の2分の1（その差額の2分の1が<u>5,000円</u>を超えるときは、<u>5,000円</u>）を<u>45,000円</u>に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3～7 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500

21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200

61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700	
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000	
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300	
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600	
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900	
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200	
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500	
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700	
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000	
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300	
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600	
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800	
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100	
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400	
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600	
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800	
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100	
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400	
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600	
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800	
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100	
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400	
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600	
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800	
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900		
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200		
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400		
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600		
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900		
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200		
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400		
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600		
94		294, 400	342, 200				
95		294, 800	342, 700				
96		295, 200	343, 100				
97		295, 400	343, 200				
98		295, 700	343, 700				
99		296, 100	344, 100				
100		296, 500	344, 400				

	101		296,700	344,700				
	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400

5	256, 200	343, 400	408, 000	480, 200	578, 300
6	260, 000	346, 700	410, 700	482, 400	580, 700
7	263, 800	349, 800	413, 500	484, 600	583, 100
8	267, 600	352, 900	416, 200	486, 800	585, 500
9	271, 200	355, 700	418, 600	488, 800	587, 700
10	275, 200	358, 600	421, 300	490, 900	589, 200
11	279, 200	361, 700	423, 900	493, 000	590, 700
12	283, 200	364, 900	426, 600	495, 100	592, 200
13	287, 000	367, 900	429, 000	497, 200	593, 700
14	291, 000	371, 500	431, 500	499, 300	594, 800
15	294, 900	374, 700	433, 900	501, 400	595, 900
16	298, 800	378, 400	436, 400	503, 500	596, 800
17	302, 600	382, 000	438, 500	505, 600	598, 000
18	306, 200	384, 700	440, 900	507, 600	599, 000
19	309, 700	387, 500	443, 200	509, 600	600, 000
20	313, 300	390, 200	445, 600	511, 600	601, 000
21	316, 900	393, 100	447, 200	513, 400	602, 000
22	320, 600	395, 700	449, 600	515, 200	
23	324, 100	398, 300	452, 000	517, 100	
24	327, 600	400, 700	454, 300	519, 000	
25	331, 100	402, 900	456, 300	520, 700	
26	333, 900	405, 200	458, 600	522, 500	
27	336, 500	407, 400	460, 800	524, 300	
28	339, 100	409, 700	463, 100	526, 100	
29	341, 900	412, 000	465, 300	527, 800	
30	344, 000	414, 100	467, 600	529, 600	
31	346, 200	416, 100	469, 900	531, 400	
32	348, 600	418, 200	472, 100	533, 200	
33	350, 900	420, 200	474, 100	534, 800	
34	353, 300	422, 100	476, 200	536, 600	
35	355, 500	423, 900	478, 300	538, 300	
36	358, 000	425, 900	480, 400	540, 100	
37	360, 400	427, 800	482, 500	541, 700	
38	362, 800	429, 800	484, 300	543, 300	
39	365, 200	431, 800	486, 100	544, 700	
40	367, 400	433, 800	487, 900	546, 300	
41	369, 700	435, 600	489, 600	547, 800	
42	371, 100	437, 400	491, 400	549, 200	

43	372, 600	439, 100	493, 200	550, 600
44	374, 000	440, 900	495, 000	551, 900
45	375, 300	442, 800	496, 600	553, 100
46	376, 700	444, 600	498, 300	554, 100
47	378, 200	446, 400	500, 100	555, 100
48	379, 700	448, 100	501, 900	556, 100
49	380, 900	449, 900	503, 500	557, 100
50	381, 900	451, 600	504, 800	558, 000
51	382, 900	453, 400	506, 100	558, 900
52	383, 800	455, 200	507, 400	559, 800
53	384, 700	457, 100	508, 500	560, 600
54	385, 600	458, 300	509, 800	561, 500
55	386, 300	459, 500	511, 100	562, 400
56	387, 200	460, 700	512, 400	563, 300
57	388, 000	461, 900	513, 400	564, 200
58	388, 900	462, 900	514, 200	565, 100
59	389, 700	463, 900	515, 000	566, 000
60	390, 500	464, 900	515, 800	566, 700
61	391, 100	465, 700	516, 700	567, 600
62	391, 600	466, 400	517, 500	568, 500
63	392, 000	467, 100	518, 400	569, 400
64	392, 500	467, 800	519, 200	570, 300
65	392, 800	468, 500	520, 100	571, 200
66		469, 200	521, 000	
67		469, 900	521, 700	
68		470, 600	522, 600	
69		470, 900	523, 500	
70		471, 600	524, 300	
71		472, 300	525, 200	
72		473, 000	526, 100	
73		473, 400	526, 900	
74		474, 000	527, 800	
75		474, 700	528, 700	
76		475, 400	529, 400	
77		475, 800	530, 200	
78		476, 400	531, 100	
79		477, 000	532, 000	
80		477, 500	532, 900	

	81		478,100	533,700		
	82		478,600	534,600		
	83		479,100	535,500		
	84		479,600	536,400		
	85		480,000	537,200		
	86		480,600	538,100		
	87		481,000	539,000		
	88		481,500	539,900		
	89		482,000	540,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院又は診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400

16	172, 300	209, 400	242, 800	265, 700	310, 400
17	174, 200	210, 900	243, 800	267, 200	312, 500
18	176, 100	212, 500	245, 000	269, 000	314, 500
19	177, 900	214, 200	246, 200	270, 800	316, 600
20	179, 800	215, 900	247, 400	272, 600	318, 700
21	181, 700	217, 200	248, 800	274, 400	320, 500
22	183, 200	218, 700	249, 800	276, 200	322, 500
23	184, 700	220, 100	250, 800	278, 000	324, 300
24	186, 200	221, 600	251, 900	279, 700	326, 300
25	187, 800	223, 000	253, 100	281, 500	328, 100
26	189, 300	224, 400	254, 500	283, 400	330, 000
27	190, 800	225, 700	255, 900	285, 300	332, 000
28	192, 200	227, 000	257, 400	287, 100	334, 000
29	193, 700	228, 400	258, 800	289, 000	335, 400
30	195, 000	229, 800	260, 500	290, 800	337, 200
31	196, 300	231, 300	262, 200	292, 600	338, 900
32	197, 600	232, 700	263, 800	294, 500	340, 700
33	199, 000	233, 900	265, 300	296, 200	342, 400
34	200, 400	235, 200	267, 100	297, 900	344, 200
35	201, 800	236, 200	268, 800	299, 700	346, 100
36	203, 200	237, 500	270, 500	301, 500	347, 900
37	204, 300	238, 900	272, 000	302, 900	349, 700
38	205, 600	240, 200	273, 700	304, 600	351, 400
39	206, 900	241, 300	275, 400	306, 100	353, 000
40	208, 200	242, 600	277, 000	307, 700	354, 700
41	209, 400	243, 900	278, 600	309, 400	355, 900
42	210, 600	245, 100	280, 200	311, 100	357, 000
43	211, 800	246, 300	281, 900	312, 700	358, 200
44	213, 000	247, 400	283, 600	314, 400	359, 400
45	214, 200	248, 500	285, 100	315, 400	360, 600
46	215, 300	249, 900	286, 800	316, 800	361, 400
47	216, 300	251, 400	288, 500	318, 300	362, 600
48	217, 400	252, 800	290, 100	319, 900	363, 700
49	218, 400	254, 400	291, 400	321, 300	364, 700
50	219, 400	255, 800	293, 000	322, 600	365, 700
51	220, 300	257, 200	294, 300	323, 800	366, 700
52	221, 300	258, 500	295, 900	325, 100	367, 700
53	221, 800	259, 600	297, 200	326, 200	368, 500
54	222, 700	261, 000	298, 700	327, 200	369, 300
55	223, 400	262, 400	300, 100	328, 300	370, 200

56	224, 400	263, 700	301, 600	329, 300	371, 100
57	225, 100	264, 600	302, 700	329, 800	371, 600
58	226, 000	265, 900	303, 900	330, 700	372, 400
59	226, 700	267, 200	305, 100	331, 500	373, 200
60	227, 500	268, 500	306, 500	332, 400	374, 000
61	228, 400	269, 400	307, 800	333, 200	374, 400
62	229, 200	270, 600	309, 000	333, 500	375, 100
63	230, 100	271, 900	310, 300	334, 100	375, 800
64	231, 200	273, 200	311, 500	334, 800	376, 500
65	231, 800	274, 100	312, 900	335, 400	376, 900
66	232, 600	275, 200	313, 700	336, 100	377, 500
67	233, 400	276, 100	314, 500	336, 800	378, 200
68	234, 200	277, 200	315, 300	337, 500	378, 800
69	234, 900	278, 200	315, 900	338, 200	379, 200
70	235, 600	279, 200	316, 600	338, 700	379, 700
71	236, 300	280, 300	317, 300	339, 300	380, 200
72	236, 900	281, 400	317, 900	339, 900	380, 700
73	237, 600	282, 100	318, 600	340, 200	381, 300
74	238, 400	282, 800	318, 800	340, 800	381, 800
75	239, 200	283, 300	319, 400	341, 300	382, 400
76	239, 900	284, 100	320, 000	341, 900	383, 000
77	240, 400	284, 900	320, 600	342, 400	383, 500
78	241, 000	285, 500	321, 100	342, 900	384, 000
79	241, 600	286, 100	321, 600	343, 400	384, 500
80	242, 200	286, 700	322, 100	343, 800	385, 000
81	242, 500	287, 400	322, 700	344, 100	385, 300
82	242, 900	287, 900	323, 200	344, 400	385, 800
83	243, 300	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200
84	243, 700	288, 700	324, 100	345, 100	386, 600
85	244, 000	288, 900	324, 600	345, 600	387, 000
86		289, 100	325, 000	345, 900	
87		289, 300	325, 200	346, 200	
88		289, 500	325, 600	346, 500	
89		289, 900	326, 000	346, 900	
90		290, 100	326, 400	347, 200	
91		290, 300	326, 800	347, 600	
92		290, 500	327, 200	347, 900	
93		290, 900	327, 500	348, 300	
94		291, 100	327, 700	348, 600	
95		291, 300	328, 100	348, 900	

	96		291,600	328,400	349,200	
	97		292,000	328,600	349,500	
	98		292,300	328,900	349,900	
	99		292,500	329,200	350,300	
	100		292,800	329,500	350,700	
	101		293,100	329,700	351,200	
	102		293,300	330,000	351,600	
	103		293,500	330,400	352,000	
	104		293,800	330,600	352,400	
	105		294,100	330,700	352,900	
	106			331,000		
	107			331,400		
	108			331,600		
	109			331,800		
	110			332,200		
	111			332,600		
	112			333,000		
	113			333,200		
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700

備考 この表は、診療所に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他市長の定める医療技術員としてその業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900

14	181, 200	213, 400	254, 100	273, 300	308, 500
15	183, 200	214, 900	254, 900	274, 500	310, 300
16	185, 200	216, 100	255, 900	275, 900	312, 100
17	187, 400	217, 500	256, 600	277, 200	313, 900
18	189, 500	219, 000	257, 500	278, 600	315, 500
19	191, 600	220, 500	258, 500	279, 800	317, 200
20	193, 700	222, 000	259, 400	281, 200	318, 900
21	195, 800	223, 400	260, 300	282, 800	320, 300
22	198, 000	225, 100	261, 300	284, 400	321, 800
23	200, 200	226, 800	262, 200	285, 900	323, 300
24	202, 400	228, 500	263, 200	287, 300	324, 800
25	204, 400	229, 900	264, 400	288, 600	326, 300
26	205, 700	231, 600	265, 700	290, 400	327, 700
27	207, 000	233, 300	266, 900	292, 200	329, 200
28	208, 300	235, 000	268, 100	293, 900	330, 800
29	209, 500	236, 600	269, 300	295, 400	332, 000
30	210, 700	238, 000	270, 800	297, 000	333, 500
31	212, 000	239, 300	272, 400	298, 600	334, 900
32	213, 200	240, 400	273, 800	300, 300	336, 400
33	214, 500	241, 600	275, 400	301, 700	338, 000
34	215, 800	242, 700	276, 900	303, 200	339, 500
35	217, 100	243, 600	278, 200	304, 800	341, 100
36	218, 400	244, 700	279, 500	306, 400	342, 600
37	219, 800	245, 800	281, 100	307, 800	344, 300
38	221, 200	246, 900	282, 500	309, 200	345, 900
39	222, 500	247, 800	284, 000	310, 600	347, 400
40	223, 900	248, 900	285, 400	312, 200	349, 000
41	224, 900	249, 500	286, 900	313, 700	350, 200
42	226, 300	250, 400	288, 400	315, 100	351, 700
43	227, 700	251, 300	289, 900	316, 500	353, 200
44	229, 100	252, 200	291, 500	318, 000	354, 600
45	230, 300	253, 000	292, 800	318, 900	356, 200
46	231, 700	254, 000	294, 200	320, 300	357, 200
47	233, 000	254, 900	295, 700	321, 700	358, 700
48	234, 300	255, 900	297, 200	323, 200	360, 000
49	235, 300	256, 900	298, 400	324, 300	361, 400
50	236, 400	258, 100	299, 700	325, 700	362, 800
51	237, 400	259, 300	300, 900	327, 000	364, 100
52	238, 500	260, 500	302, 300	328, 300	365, 500
53	239, 600	261, 600	303, 700	329, 700	367, 000

54	240, 700	263, 100	305, 000	331, 100	368, 200
55	241, 700	264, 500	306, 400	332, 500	369, 300
56	242, 700	265, 900	307, 800	333, 800	370, 500
57	243, 500	267, 500	308, 700	334, 700	371, 600
58	244, 500	269, 100	309, 900	336, 000	372, 500
59	245, 200	270, 600	311, 100	337, 200	373, 500
60	246, 200	272, 100	312, 500	338, 500	374, 500
61	247, 100	273, 500	313, 600	339, 600	375, 100
62	248, 100	275, 000	314, 900	340, 500	375, 900
63	248, 900	276, 500	316, 200	341, 700	376, 700
64	249, 900	277, 800	317, 400	343, 000	377, 500
65	250, 800	279, 300	318, 700	344, 100	378, 200
66	251, 800	280, 800	320, 000	345, 300	378, 900
67	252, 900	282, 300	321, 300	346, 500	379, 700
68	253, 800	283, 800	322, 600	347, 600	380, 400
69	254, 600	284, 900	323, 300	348, 600	381, 000
70	255, 700	286, 400	324, 400	349, 600	381, 600
71	256, 800	287, 900	325, 500	350, 700	382, 300
72	258, 000	289, 300	326, 400	351, 800	382, 900
73	259, 400	290, 400	327, 700	352, 600	383, 600
74	260, 700	291, 800	328, 400	353, 700	384, 100
75	262, 000	293, 000	329, 500	354, 800	384, 700
76	263, 200	294, 300	330, 700	355, 900	385, 200
77	264, 200	295, 700	331, 800	356, 600	385, 600
78	265, 300	297, 000	333, 000	357, 400	386, 200
79	266, 600	298, 200	334, 100	358, 200	386, 700
80	267, 800	299, 500	335, 300	358, 900	387, 000
81	268, 800	300, 100	336, 400	359, 500	387, 300
82	269, 800	301, 300	337, 500	360, 000	387, 800
83	270, 900	302, 400	338, 500	360, 600	388, 200
84	272, 000	303, 600	339, 600	361, 100	388, 500
85	272, 800	304, 700	340, 500	361, 700	388, 800
86	273, 700	305, 900	341, 500	362, 200	389, 300
87	274, 800	307, 100	342, 400	362, 800	389, 800
88	275, 900	308, 200	343, 400	363, 300	390, 200
89	276, 800	309, 500	344, 400	363, 700	390, 500
90	277, 700	310, 700	345, 200	364, 100	390, 900
91	278, 500	311, 900	346, 000	364, 700	391, 400
92	279, 500	313, 100	346, 800	365, 200	391, 800
93	280, 400	313, 900	347, 400	365, 500	392, 200

94	281, 400	314, 600	348, 000	366, 000
95	282, 300	315, 300	348, 700	366, 400
96	283, 300	315, 900	349, 300	366, 700
97	284, 000	316, 600	349, 700	367, 300
98	284, 800	316, 900	350, 100	367, 800
99	285, 400	317, 500	350, 600	368, 300
100	286, 300	318, 200	351, 000	368, 800
101	287, 100	318, 600	351, 500	369, 400
102	287, 900	319, 200	351, 900	369, 900
103	288, 700	319, 800	352, 400	370, 400
104	289, 500	320, 400	352, 800	370, 800
105	290, 200	320, 800	353, 100	371, 400
106	290, 700	321, 300	353, 600	371, 900
107	291, 200	321, 800	354, 000	372, 400
108	291, 700	322, 300	354, 300	372, 900
109	291, 900	322, 700	354, 800	373, 500
110	292, 200	323, 100	355, 300	373, 900
111	292, 400	323, 400	355, 800	374, 400
112	292, 800	323, 700	356, 300	374, 900
113	293, 100	324, 100	356, 800	375, 500
114	293, 300	324, 500	357, 300	
115	293, 700	324, 900	357, 800	
116	294, 000	325, 200	358, 200	
117	294, 300	325, 400	358, 600	
118	294, 600	325, 700	359, 000	
119	294, 900	326, 100	359, 500	
120	295, 300	326, 300	360, 000	
121	295, 600	326, 500	360, 400	
122	296, 000	326, 800	360, 900	
123	296, 300	327, 100	361, 400	
124	296, 700	327, 400	361, 900	
125	296, 900	327, 600	362, 200	
126	297, 100	327, 900		
127	297, 400	328, 300		
128	297, 800	328, 500		
129	298, 000	328, 600		
130	298, 300	328, 900		
131	298, 700	329, 300		
132	299, 100	329, 500		
133	299, 300	329, 800		

	134	299,600	330,200			
	135	300,000	330,600			
	136	300,300	331,000			
	137	300,500	331,300			
	138	300,800	331,700			
	139	301,200	332,100			
	140	301,500	332,500			
	141	301,700	332,800			
	142	302,100	333,200			
	143	302,500	333,500			
	144	302,800	333,900			
	145	302,900	334,200			
	146	303,200	334,600			
	147	303,500	335,000			
	148	303,900	335,400			
	149	304,100	335,700			
	150	304,300	336,100			
	151	304,600	336,500			
	152	304,900	336,900			
	153	305,300	337,200			
	154	305,500				
	155	305,700				
	156	306,000				
	157	306,300				
	158	306,600				
	159	306,900				
	160	307,200				
	161	307,600				
	162	307,900				
	163	308,200				
	164	308,500				
	165	308,900				
	166	309,200				
	167	309,500				
	168	309,800				
	169	310,200				
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700

備考 この表は、診療所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合<u>には100分の122.5</u>、12月に支給する場合<u>には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3～6 〔略〕 (勤勉手当) 第21条 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕	(期末手当) 第20条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合<u>においては100分の122.5</u>、12月に支給する場合<u>においては100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3～6 〔略〕 (勤勉手当) 第21条 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85</u>、<u>12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40</u>、<u>12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>373,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>421,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table> 2～5 〔略〕 (給与条例等の適用除外) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。)」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、<u>「100分の137.5」</u>とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 〔略〕	号給	給料月額		円	1	373,000	2	421,000	〔略〕		(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>372,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>424,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table> 2～5 〔略〕 (給与条例等の適用除外) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。)」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3 〔略〕	号給	給料月額		円	1	372,000	2	424,000	〔略〕	
号給	給料月額																				
	円																				
1	373,000																				
2	421,000																				
〔略〕																					
号給	給料月額																				
	円																				
1	372,000																				
2	424,000																				
〔略〕																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

第4条 宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給与条例等の適用除外) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3 〔略〕	(給与条例等の適用除外) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の表の2の項の改正部分並びに第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（同条の表の2の項の改正部分を除く。次項において同じ。）による改正後の宮古市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮古市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 平成30年1月16日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

人事院勧告の内容等に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 155、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 〔略〕	（期末手当） 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 155、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第 2 条 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 157.5</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 〔略〕	（期末手当） 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 155</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年1月16日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

一般職の職員の給与改定内容に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当及び期末手当） 第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。	（通勤手当及び期末手当） 第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第 2 条 宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当及び期末手当） 第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。	（通勤手当及び期末手当） 第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用

する。

- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年1月16日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

一般職の職員の給与改定内容に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。